

第1章 総 則

1 目 的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第7条及び第8条の3の規定に基づく消防同意及び防災規制に係る審査並びに同法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等に係る届出の審査又は検査に必要な事項を定め、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。

2 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 規則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (5) 危規則とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (6) 条例とは、津市火災予防条例（平成18年津市条例第260号）をいう。
- (7) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (8) 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (9) 建基規則とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40条）をいう。
- (10) 主要構造部とは、建基法第2条第5号に規定するものをいう。
- (11) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (12) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (13) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (14) 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- (15) 準不燃材料とは、建基政令第1条第5号に規定するものをいう。
- (16) 難燃材料とは、建基政令第1条第6号に規定するものをいう。
- (17) 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロに規定するものをいう。
- (18) 特定防火設備とは、建基政令第112条に規定するものをいう。
- (19) 避難階段とは、建基政令第123条第1項及び第2項に規定するものをいう。
- (20) 屋外避難階段とは、建基政令第123条第2項に規定するものをいう。
- (21) 特別避難階段とは、建基政令第123条第3項に規定するものをいう。
- (22) 認定品とは、規則第31条の4第2項に規定する登録認定機関が認定を行った消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。
- (23) 令別表第1とは、政令別表第1に規定するものをいう。
- (24) 令8区画とは、政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画をいう。
- (25) 同意事務処理要綱とは、津市消防本部建築同意事務等処理要綱（平成18年1月1日消防本部訓第31号）をいう。